

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2720号

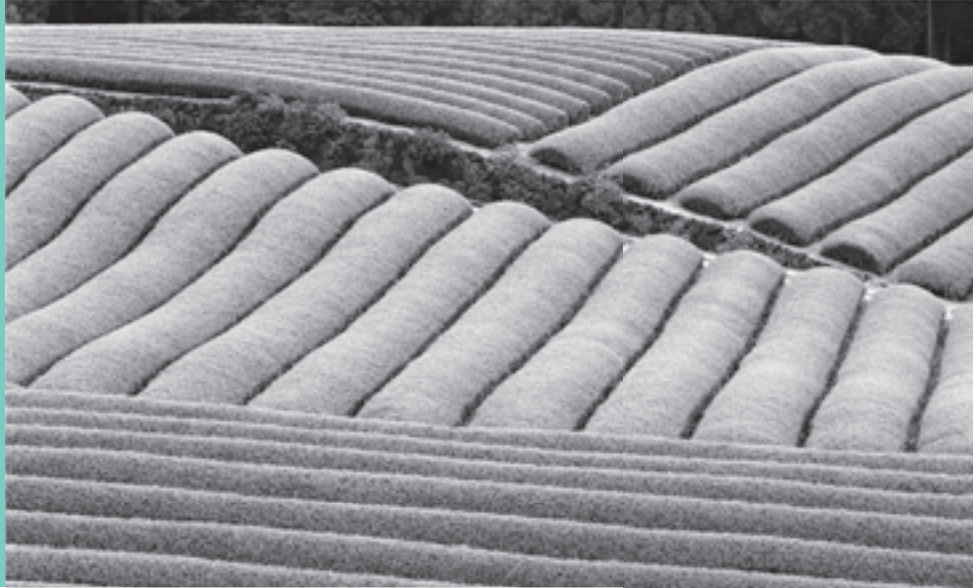
毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

茶畑の造形(静岡県)



も く じ

随 情 情 フォーラム 政 論
想 報 報

過疎法の延長と新たな過疎対策……………早稲田大学教授 宮口 侗迪……………(2)

地域主権戦略会議が「戦略大綱」へ大詰め作業―一括交付金、出先機関改革はなお紆余曲折も……………(6)

大豆焼酎「嘉島」誕生―嘉島大豆をブランド化―熊本県嘉島町……………(9)

町村Nav……………(13)

新任都道府県町村会長の略歴……………(14)

地方自治体の自治能力とは……………群馬県町村会長 榛東村長 真塩 卓……………(15)

◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

「道州制と町村に関する研究会」 報告書について

東京大学名誉教授

大森 彌

全国町村会では、道州制の導入が、とりわけ町村に大きな影響を及ぼす問題であり、様々な角度から検討を進め、議論を深める必要があるとの認識に立って、平成一九年三月、「道州制と町村に関する研究会」を設置した。

研究会は、学識経験者八名と全国町村会事務局により構成され(座長・大森彌)、平成二〇年一〇月には「平成の合併」をめぐる実態と評価」を公表し、第二九次地方制度調査会の答申が「法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理する」方策に関し、「様々な論点や是非についての考え方があり、また、地域の実情も多様であること等から、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討がなされる必要がある」と指摘したのを重視し、「都道府県が代わって処理する」方策に関してどのように考えるか、今後どのような対応がありうるかについて検討するため、すべての町村を対象にして、その現状・認識・意見をアンケート調査し、その結果を取りまとめ、この五月末には印刷物として公表する。こうした調査は全国町村会としては初めてである。

報告書のタイトルは、「『平成の合併』の

終わり」と町村のこれから」となっているが、これには、次のような思いが込められている。まず、「平成の合併」の終わり」とは、国が方針を定め都道府県が構想を作って、強力に推進するという意味での「合併推進運動」は終わった、その明確な認識に立っているということである。この間、町村が約二五〇〇から九〇〇台にまで激減した。「平成の合併」の本格的な検証はこれからだが、国主導の合併は終わったことを前提にして、町村の現状と将来を考えなければならぬ、そういう分岐点で、この報告書は作成された。

このことが、「町村のこれから」という後段の言い方とつながっている。「これから」は前段の「終わり」と対になっているが、「町村のこれから」という言い方には、全国の町村が、厳しい時節であればこそ、自主独立の気構えで、農山漁村地域の暮らしと自治を守っていくのだ、より充実させていくのだ、そういう意欲をにじませている。「これから」は、予測のできない不安な未来というのではなく、大地にしっかりと足を付けて、町村はどうあったらいいかを自分たちで決めていく、そういう覚悟のイメージである。

過疎法の延長と新たな過疎対策

視 点

早稲田大学教授 宮口 侗 廸

1. はじめに

この3月10日、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正の上6年間延長する法案が参議院で可決成立した。すでに終えていた衆議院での議決と併せ、全会一致による議員立法で議決されたことはいまままでと同じである。周知のとおり、自民党は過疎法の期限切れを前に新法の制定の方針を昨年の7月に発表していたが、その後政権交代があり、新政権では、とりあえず過疎法を3年間単純に延長し、その間に本質的な議論をする案も浮上していた。しかしその後の与野党協議の中で、一部改正の上6年間延長するという案に落ち

着いたものである。ポスト過疎法をめぐる議論にこの数年がかわつてきたものとして一抹の不安がないわけではなかったが、正直ホッとした思いである。

その改正案の内容は国会の採決に先立って公表されたが、一部改正といふものの、過去の4次にわたる過疎法になかった、ソフト事業への過疎債の充当がはっきりと認められる画期的な内容が伝えられたことは、多くの過疎地域関係者にとってこの上なく喜ばしいニュースであった。初めての過疎法制定以来40年を経過する中で、ソフト事業への過疎

債充当の要望は極めて強いものになっていったからである。筆者も、何

人かの過疎地域の首長さんから、喜びの電話をいただくことができた。

2. 過疎法拡充延長に至る議論

過疎法を主管する総務省では、この3年間、かなりの回数の過疎問題懇談会を開催し、今回延長された過疎法の失効後の過疎対策について議論を重ねてきた。そこでは詳しいデータに基づいて過疎地域のきびしい状況を客観的に把握する一方で、過疎自治体関係者からのヒアリング、さらには現地調査を実施し、過疎地域の実像をリアルに把握することに努めてきた。そしてさらに、過疎地域が本来的に持つ価値について、突っ込んだ意見交換を行ってきた。

提示された資料によって、過疎地域の人口減少・高齢化は依然として続き、高齢者が大半を占める集落がかなりの数に上ることや、減少の身もいまや自然減が主体であることが明らかにになった。また、過疎地域の多くは、活発な都市経済の恩恵を受けにくい遠隔地域にあり、効率的な産業の育成が困難であるのみならず、生活基盤整備においてもまだまだ不十分な状況にあり、全国で急速に進む情報基盤整備も、相対的に遅れているのが実情である。特に、も

論 説



宮口 侗迪 (みやぐち としみち)

早稲田大学教育・総合科学学術院教授、同学術院長、文学博士、専門は社会地理学・地域論

富山県細入村生まれ、東京大学理学部地理学科・同大学院博士課程に学ぶ。1975年に早稲田大学教育学部に勤務、1985年教授、現在に至る。

総務省過疎問題懇談会座長として過疎法改正延長に尽力、自治大学校講師、農水省美の里づくりコンクール審査委員、富山県景観審議会会長などを務める。

富山市に住み、地方と東京を見つめる生活を25年近く続ける。

〔著書〕『地域づくり—創造への歩み—』（古今書院）、『新・地域を活かす—地理学者の地域づくり論』（原書房）など。

ともと公共交通が不十分なことに加えて、民間バス路線の多くの撤退があり、日常の足の確保は大きな問題になっている。これと関わって医療の受診等でも大変に不便な状況にある。

しかし一方で過疎地域の住民の多くはその土地に住み続ける強い意志を持ち、行政もきびしい財政の中で、住民の生活を守る施策を何とか展開している。そして住民は、財政力の弱さからくる行政の十分とはいえない対応を、集落や地区の支え合いと協働で補って生活を守っていることも明らかにした。その意味で、集落が生活の場として活力を保てるようなソフトな対策が不可欠であるという議論から、平成20年には過疎問

題懇談会として、集落支援員の創設を含む「集落対策についての提言」を発表させていただいた。

現行過疎法制定時において、過疎地域は、面積では国土の約半分を占めるにもかかわらず、人口比率はわずか6%であった。これは裏返せば、いかに少数の人口で広大な国土を管理しているかということに他ならない。そしてそこには自然と共生しつつ、自然を巧みに扱う人の営みと支え合う地域社会が、長年にわたって蓄積されてきた。これは都市とは異なる人間社会のつくり出した価値であって、このような営みが続けられてきたからこそ、耕作放棄地が増えているとはいえ、緑なす山々に抱かれた農山村の風格のある風景が、現

代まで維持されてきたのである。そしてそこには、ハード中心とはいえ、山間にある集落を結ぶ道路の整備など、今までの過疎法の大きな支えがあった。

筆者は10年余り前、4番目の過疎法である現行過疎法のあり方を議論する懇談会に委員として参加させていただいたが、そこでは初めて、過疎地域の役割に議論が及んだ。そして、従来いわれてきた格差是正が過疎対策の重要な柱であることに加えて、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」という、過疎地域の果たすべき役割があることが、過疎法が必要なる根拠とされたのである。

近年、限界集落という用語が頻繁にマスメディアにも登場するようになった。住民の多くが高齢者で、従来のような集落の支え合いが困難になっている集落は確かに増えた。しかし高齢化率何%という数値が地域社会のリアルな姿を示すものではない。そこに都市にはない支え合いのしくみをつくるのができれば、お年寄りの生活の場とし

て大きな存在価値があると考えられるべきである。

筆者はもとより多くの過疎地域を歩かせていただいているが、高齢化が極度に進んでいる山間集落にあっても、元気なお年寄りは小規模な農地を巧みに利用する技を持ち、幾星霜を超えてきた会話は、客観的な数値からは想像できないほど明るいことが多い。そして何よりもほとんどの人が、その土地で住み続けたいという意思を持っている。土地を直接使って生きる暮らしは、都市にはない対極の価値と筆者は考えてきたが、このような暮らしがわが国から消えれば、社会は極度の競争社会となり、格差が増すだけである。

もちろん日常の交通手段やこれにかかわる医療の体制など、都市とは比べ物にならないほどきびしい状況がある。しかしそれらに対して対策を講ずることができれば、過疎地域は人の暮す場として、決して劣る場所ではない。むしろ都市よりも人間的な、おだやかな生活の場になり得る。そしてそのためには有効なソフト事業が不可欠であるというのが、懇談会の議論の大きな流れであった。

今回の過疎法の拡充延長の眼目は、第12条2項に、過疎債を充当で

論 説

3. 今後の過疎町村の過疎対策のあり方について

きるソフト事業がはつきりと書き込まれたことにある。特に、「地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び

活性化」の3項目が重点的に挙げられており、この点で懇談会の議論を強く反映したものになっていることは心強く、当局の努力を多としたい。

改正過疎法第12条2項には、ソフト事業に過疎債を充当できる限度額を省令で定めることが記されているが、総務省は、4月22日にこれに関する省令を出し、その限度額を定めた。その数式は「基準財政需要額×(0.56ー財政力指数)×1/15」というものであるが、この式にかかわらず基準財政需要額の小さい自治体であっても、3500万円を最低限度額とすると定められ、小規模町村に配慮したものとなっている。小規模な過疎町村であっても、年間3500万円までの過疎債のソフト事業への充当が認められたことは極めて大きな意義がある。総務省は同時に「地方債同意等基準運用要項」等を都道府県を通して過疎市町村に通知したが、過疎債による基金の償還前の取り崩しも認めるなど、全体としては従来よりも過疎債の使途について大きく緩和された内容になっている。

ただし過疎債のソフト事業への充当については、その事業が過疎地域自立促進市町村計画において「特別

に地方債を財源として行なうことが必要と認められる事業として」、きちんと位置づけされていなければならない。総枠としての歯止めはあるとしても、やはり安易な予算の消化を防ぐためには当然の措置であろう。したがって過疎市町村は、実効性のある市町村計画の策定に全力を挙げなければならない。

この市町村計画については、策定の義務付けが廃止されて「できる」規定に変わったものの、財政上の特別措置を受けて過疎対策を行なうためにはその前提となるものであり、その策定は必然である。そして実効性がある持続可能なソフト事業の綿密な立案は、「言うは安く行うは難し」であろう。したがって法律改正の意義を活かすためには、市町村はその知的パワーを結集して策定に全力を挙げる必要がある。

町村は一般に市に比べれば小規模な自治体である。先に全国町村会が行なったアンケート調査においても、一部の分野の専門的職員が不足

している事実がある。したがってソフト事業を含む実効性のある市町村計画を早急につくることには多少の困難も伴うかもしれない。この点を克服するためには、先進的な試みを早くから進めている町村に学ぶことが何よりも大切である。すでに住民のための独自の過疎対策の実を挙げている町村は少なからずある。通一遍の視察ではなく、独自の事業を進めている地域のキーパーソンから担当者が真剣に学び、それを地元にあわしい形に変換する努力が求められる。

地域は千差万別であり、小規模な町村ほど行政と住民の距離は近い。このことは住民が日常的に求めているリアルな要望が、行政により強く伝わっていることを意味する。そのニーズを実現するために、過疎債の活用によってどのような方式が可能か、まさに地元から考えるしかない。この点で立案能力が高く事例に詳しい県の担当者のアドバイスを受けることも必要であろうし、外部の専門家の助力を仰ぐことも大切であるが、計画づくりを安易に外部に丸投げすることがあってはならない。日ごろから地域の実情を知る職員が中心になり、しふといかわり合いの中で住民と共に市町村計画を立案し

ていくべきである。持続可能なソフト事業が地域オリジナルに立案できるかどうか、今後の過疎地域の動向を左右する。まさに新たな競い合いの始まりでもある。

しかし、これは単なる競合するビジネスの競い合いではない。よりよい見本が見つければそれを取り入れて修正していけばいいのであって、負けたらつぶれるという競い合いではない。互いに学びながらよりよいソフト事業を定着させることが肝要で、そしてそのためには町村が相互に先進的な取り組みの情報をキャッチすることが必要になる。

総務省過疎対策室は、今回の改正を視野に入れて平成21年度に研究会を立ち上げ、ソフト対策の推進のための議論を進めた。この研究会では学識経験者委員の他に県の担当者や数人の過疎自治体の首長の参加を求め、すでに実施されているソフト対策について実情を把握し、意見交換を行なった。その報告書には、今後のソフト対策の留意点が整理されていると共に、住民の足の確保対策、情報基盤の活用方策、高齢者への見守り、医療の確保、集落支援方策などについて、すでに実施されている多くの事例が報告されている。活用いただければ幸である。

論 説

4. おわりに―町村への期待―

町村は一般に小規模自治体である。規模が小さければ規模の経済は成り立たず、さまざまなことが効率的には運ばない。バス路線が赤字になるのはその簡単な例である。機械的な計算からすれば、町村において多くの事業が成り立たなくなる。

しかし小規模な自治体においては、住民と行政の距離が近く、住民を巻き込んだ話し合いは容易である。また、地域にどのような人材がいるかも、かなり把握されやすい。地域社会は必ずしも機械的に動いていくわけではなく、人と人がかわりあって成り立っている。そのリアルなかかわりあいをつまく活かして住民パワーを活かし、支え合うしくみをつくることができれば、町村の規模が小さいことがプラスに働く。工夫によっては、まさに小さいからこそできることがあるのである。

住民の足の確保についても、取り崩し可能な基金を認めるなど、今回の過疎法の改正でかなりの可能性が広がった。しかし都市部と同じような機械的なシステムのみに頼ろうとするのではなく、住民パワーを巻き込んで、きめ細かな独自の輸送システムを立案する工夫があつてしかる

べきである。過疎地域で生き抜いてきた人には、車や重機の運転、大工仕事などにマルチな能力を発揮する人が少なくない。数は少ないが頼りになる人がいるはずである。

小規模自治体で地域独自のいい工夫が生まれるためには、住民との絶えざる話し合いの中で、住民に自分の果たすべき役割に気づいてもらうことが何よりも大切である。さまざまな異質の力を結集することがまさに協働であり、それをつまく仕掛けるのは自治体職員の仕事である。特に町村職員は、日ごろから人に関する情報をキャッチし、機械的な計算ではできないことができるような協働をつくり出すよ心がけるべきである。これは単なる経費削減的発想ではない。そもそも必要不可欠なことに赤字と発想を持ち込むことがおかしい。改正過疎法が限度額はあるもののソフト事業に大きくソフトしたことによって、小規模自治体が住民パワーを巻き込んで多彩な事業を展開できる可能性が大きく広まった。人口という数による効率を求めるのではなく、人と人のつき合いと支え合いの力で、都市にはない町村の存在価値を示していただきたいと思う。

地域の「元気活動」募集！

平成22年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集

(財)あしたの日本を創る協会

同賞は、地域性豊かで、活力のある地域づくり・くらしづくり・ひとつくりに活動に取り組んでいる地域活動団体等の優れた活動を全国から募集し、顕彰するとともに、地域づくり活動等の普及・促進を目指しています。

○表彰の対象

地域住民が自主的に結成し運営している団体、または地域活動団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校等で、地域に即した発想・リーダーシップ・方法などにより、地域づくり・くらしづくり・ひとつくりに活動に2年以上取り組み、大きな成果をあげて活動している団体。

○応募対象となる活動内容

子育て支援、高齢化問題・福祉問題の取り組み、生活環境の改善、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、都市と農山漁村との交流活動、地域の伝統を生かした食育・地産地消活動、安心安全のまちづくりなど、住み良い地域づくりにふさわしい活動。

○応募締切 8月31日(火)

※県内審査を行う、秋田、栃木、埼玉、福井、兵庫、大分の各県は7月30日(金)まで

○応募方法

①応募用紙(ホームページの所定の用

紙に記入)、②応募原稿(活動の記録と現在までの成果を4000字以内に)、③写真(活動の様子がわかる写真3枚程度)を、同協会または県内審査が行われる協議会へ郵便または宅急便で送付。県内審査が行われない県はメール(ashita@ashita.or.jp)でも受け付けている。

○賞

内閣総理大臣賞、内閣官房長官賞、総務大臣賞等(予定)。

○主催

(財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK。

○後援(申請中)

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本青年団協議会、(財)長寿社会開発センター、(財)こども未来財団、(財)日本宝くじ協会

○問い合わせ先

(財)あしたの日本を創る協会
TEL03-33251-6681
詳細は同協会ホームページ(<http://www.ashita.or.jp>)を参照。

政策解説

地域主権戦略会議が「戦略大綱」へ大詰め作業

— 一括交付金、出先機関改革はなお紆余曲折も —

政府の地域主権戦略会議（議長・鳩山由紀夫首相）が5月下旬に第5回会合を開き、6月にもまとめる「地域主権戦略大綱」の「骨子」を議論する。担当主査を中心に具体化の作業が進められており、すでに義務付け・枠付け見直しは8割、基礎自治体への権限移譲も5割が実行されそう。ひも付き補助金の一括交付金化や国の出先機関改革は、なお難航も予想されるが、具体化へ動き始めた。自公政権時代には遅々として進まなかった「分権改革」も、鳩山政権下では「地域主権」への名称変更だけでなく、実現可能性も高まりつつある。一方、内閣支持率が急低下、参院選や「政局」議論もからみ、今後の「地域主権改革」の実現にはなお紆余曲折もありそうだ。

戦略大綱へ
4課題を集中して議論へ

政権交代を実現させた鳩山首相は、昨年10月の所信表明演説で「戦後行政の大掃除」と「友愛政治」実現への意気込みを強調。併せて、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』改革を断行します」と明言。今年1月の施政方針演説では「本年を地域主権革命元年とすべく、内閣の総力を挙げて改革を断行」するとまで発言した。

その鳩山内閣が一丁目一番地に掲げる「地域主権改革」に向け、原口一博総務相は3月に「地域主権戦略

の工程表」（原口プラン）を公表。今年6月にも取りまとめる「地域主権戦略大綱」に各課題の「基本的考え方」や「計画」などを盛り込む。

現在、政府の地域主権戦略会議でその具体化が議論されているが、すでに直轄事業負担金制度のうち維持管理費は今年度から廃止された。また、「国と地方の協議の場法案」や地域主権戦略会議の法制化と義務付け・枠付け見直し（一次分）を盛り込んだ「地域主権関連法案」も先月、参院を通過し、衆院に回った。

さらに、戦略会議では3月の第2回会合で、地域主権改革の4つの緊急重要課題「義務付け等見直し」「基礎自治体への権限移譲」「一括交付

金化」「出先機関改革」について担当主査を決め「課題の論点」の抽出・整理に着手。すでに、関係府省や自治体関係者からのヒアリングなどを実施し、5月下旬の第5回会合では戦略大綱に向けた「骨子」をそれぞれ報告し議論する。

これらの現状について、逢坂補佐官は4月10日の記者会見で、「各省からどの程度できるかの回答を受けているが、先週時点で、義務付け等の見直し関係は項目数で約8割、権限移譲は5割の状況になっている」ことを明らかにした。

義務付け・枠付け見直しは、地方分権改革推進委員会第3次勧告（2009年10月）に対する回答だ。同勧告は、第2次勧告で見直し対象とした義務付け等約4,000条項のうち、国の設置管理基準など合計892条項について個別具体的に講ずべき措置を提示した。

そのうち地方側が要望した104項目の見直し案は、すでに「地域主権関連法案」に盛り込まれ、現在、国会で審議中だ。しかし、地方六団体は、勧告どおりの見直しは約3分の1に留まるなど「政府が掲げる『地域主権』の理念に沿った内容と言いつても難く不十分だ」「第2次勧告で示された4,076件すべてについて、

政 策

廃止または地方の裁量を拡充する工程を早期に明示する」よう求める声明を発表(昨年12月15日)した。義務付け等の見直しでは「回答」が8割にのぼったとしても、その内容が問題となりそうだ。

また、基礎自治体への権限移譲は、分権改革委第1次勧告(08年5月)に盛り込まれた64法律・359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲しようとするもの。「地方が主役の国づくり」が狙いだが、「農地転用の許可権限」「保育所等の設置認可等」「商店街整備計画の認定権限」など移譲対象のほとんどは「都市」で、町村にまで移譲するのは「花火など火工品等の火薬類製造・販売営業の許可権限」などほんの一部に留まった。このため、翌月開催された総務大臣・地方六団体合会の席で、当時の山本全国町村会長が、「市と町村を分けて扱ったことは不当だ」と批判した経緯がある。

なお不透明な一括交付金化

一方、一括交付金化は、民主党マニフェストに盛り込まれた「国から地方への『ひもつき補助金』を廃止し、基本的に地方が自由に使える『一括交付金』として交付する」ことを

具体化するもの。担当主査に任命された神野直彦関西学院大教授が、4月27日の第4回戦略会議に「一括交付金化の基本的な方向性」を報告。さらに今月末の戦略会議に「骨子」を提示する。

「基本的な方向性」では、一括交付金の対象を社会保障や義務教育の一部も含めるなど「最大限広くとるべき」との方針を示し、併せて「制度設計」では、①できる限りブロックに括る②国の事前関与を抜本的に見直す③配分・総額では地方の安定的な財政運営に配慮する―との考えを示した。

しかし、関係府省ヒアリングでは、「使途に縛りがないと食料の安定供給といった国の政策目的が果たされない」(農水省)、「保育所や特養老人ホームは一般財源化で整備が遅れた」(厚労省)などが指摘され、さらに今年度予算から関係公共事業補助金を「社会資本整備総合交付金」に統合した国交省は、もはや省にはひも付き補助金はないことを強調するなど、いずれも一括交付金化に消極的な見解を繰り返した。

また、地方三団体ヒアリングでは、いずれも「地方の自由度拡大を前提」に方向性に理解を示す一方、「いやしくも一括交付金化を国の一方的な

財源捻出の手段としてはならない」(古田肇岐阜県知事)、「必要な予算総額を確保すべきだ」(森民夫全国市長会長)、「財政力の弱い市町村に手厚く配分する方針を明記すること」(汐見明男全国町村会副会長・京都府井出町長)などと訴えた。いずれも「三位一体改革」の再来を牽制した。また、汐見副会長は「総額は総理出席の下で国と地方の協議の場で決定すべきだ」「使途の自由な自主財源であることを明確にするため補助金適正化法の適用除外とする」ことも要請した。

政府は、一括交付金については来年度から段階的に実施する方針で、6月の戦略大綱には「基本的考え方」を盛り込む。しかし、具体化段階では、マニフェストに明記した理念をどこまで貫けるか、なお不透明だ。

出先機関改革は動き出すか？

出先機関改革も、北川正恭担当主査(早稲田大教授)が地方団体側から意見聴取した上で第4回戦略会議に「出先機関改革の基本的論点」を報告。併せて、5月21・24の両日に「7省の11機関を対象に地方三団体も参加して「公開討議」(事務権限仕分け)を実施。これらを踏まえて

戦略大綱に「出先機関改革の基本的考え方」を盛り込む。

地方ヒアリングでは、上田清司埼玉県知事が全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」(以下PT)の「中間報告」を基に、地方整備局や地方農政局など8府省17機関について廃止や地方移管を具体的に提案した。また、矢田立郎神戸市長も「大都市に応じた出先機関改革が必要だ」として、地方整備局や公共職業安定所などの移譲を提言。一方、石垣正夫岡山県新見市長は、全国市長会では地方法務局や直轄河川・国道の移管になお両論・慎重論があることを紹介した。全国町村会の小沢信義副会長(埼玉県毛呂山町長)は、①事務移管では地方財源も一体的に移譲②国の職員はスリム化した上で移譲する―べきだと指摘。併せて、国の出先機関が都道府県に移管された場合は「国の出先機関による執行より、市町村の声が反映される仕組みづくりが必要だ」と要請した。

国の出先機関改革に対する地方側の温度差が明らかになった格好だが、北川担当主査が第4回戦略会議で示した「基本的論点」では、「全国一律に取り扱うのではなく、『地域の発意による選択的実施』などの

政 策

柔軟な取組み」を示した。いわゆる自治体による「手挙げ」方式だが、全国知事会PTが「中間報告」をまとめた4月の会合で、橋下徹大阪府知事は地方移管の前提に国側のスリム化や財源保障を待っているという実現しないとして「まるごと引き受ける」と述べ、大阪府だけでも出先機関の移管に手を挙げる意向を明言した。橋下知事は、戦略会議の議員でもある。

出先機関改革は、地方分権改革推進委員会が第二次勧告（08年12月）で8府省15系統の事務・権限の見直しを提言したが、当時の与党・自民党が猛反発。その具体化は遅々として進まなかった。今回の出先機関改革も、具体化段階でさらなる抵抗も予想されるが、具体化へ一歩踏み出しそうだ。

「地域主権」改革では「本質」議論の浮上も

とはいえ、鳩山政権では「地域主権改革」に向けた意気込みは感じられるものの、参院選後の「政局」の動向によっては、なお紆余曲折がありそうだ。同時に、今後、地域主権改革が本格化すれば、「地方分権」「地域主権」の「本質」問題が改めて表面

化することも予想される。

地域主権関連法案を審議した参院総務委員会では4月16日に参考人質疑が行われた。同席で、片山善博慶応大教授は「知事や市町村長や議会の議員のために地方自治があるのではなく、名もなき国民、住民のためにあるはずだ」「地方自治は誰のため存在するのか」と問題提起。また、村山祐一帝京大教授は、保育所の待機児童問題を例に「最低基準の規制緩和や最低基準を地方に権限移譲すれば解決するという問題ではない」と指摘。さらに、保育行政の一般財源化により「地方では保育所の修理もできない、増築もできない」との課題を提起した。これを受けて、片山氏が「一般財源化は何に使って、片山氏が「一般財源化は何に使って、もいいということだが、実は、すべてを削る自由を与える。結果として声の小さい、発言力の少ない、そういう存在の領域を削ることになる」と指摘した。

これらは、地域主権改革の反対論のために利用される面も多いが、今後、地域主権改革が本格的に進めば、「地域特性と平等の格差拡大」なども含めて、地方側が真正面から対応を迫られる問題提起であることは間違いない。

（自治日報記者 井田正夫）

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



フォーラム

地域資源を活かした活性化策

現地レポート

大豆焼酎「嘉島」誕生

～嘉島大豆をブランド化～

▷1日の湧水量13万トン、年間の水温18度、水の郷かしまのシンボル「浮島さん」



かしままち
熊本県 嘉島町

ゆたかさ実感！
水の郷—嘉島—

「水の郷」かしまは、昭和30年に六嘉村と大島村が合併し、嘉島村となり、同44年に町村制を施行した東西に9・8 km、南北に3・9 km、面積16・66平方kmの熊本市の南部に位置している町である。

熊本平野に属した海拔5～8 mほどの平坦な水田地帯で、東地区の一部に丘陵地帯があり、四方を緑川、加勢川、矢形川に囲まれている。

大地の裾野を中心に阿蘇の伏流水といわれる湧水群があり、県下で初めて「水の郷」に認定された。

1日に13万トンの湧水量をほこり、水温は年間を通して18度ということ、鯉や鮒、鰻、ハエ、エビと魚類も多く、魚つりも楽しめる。冬場は水鳥が飛来する約3 haの広さを持つ「浮島さん」をはじめとして、一大湧水群を形成しており、公園化も進み、四季を通じて憩いの場として町内外から多くの人で賑わいを見せている。平成の名水百選にも「六嘉湧水群・浮島」が選定された。

文化遺産としては、5世紀頃のものと考えられる国の重要文化財指定の装飾古墳「井寺古墳」をはじめ、県の重要無形民俗文化財の「六嘉の獅子

フォーラム

◀公園化された湧水池でのんびりと釣りをすると水鳥たち



舞」(勇壮な獅子舞や牡丹の花が舞う「タナ登り」が見どころ)、手足の神様として深い信仰を集める「足手荒神」などがある。

本町は、周囲を河川に囲まれているため、かつては水害の常襲地帯であり、町の発展に大きな妨げになっていたが、平成11年に長年の悲願であった加勢川の河川改修が概ね完成し、町土の自然災害に対する治水安全度が高まった。

さらに、熊本都市圏の都市機能の一翼を担い、農業・流通・工業等の面で熊本市を補完する役割も果たし、就業機会や文化・医療施設利用

など都市的な利便性とともに、九州縦貫自動車道御船インターチェンジに近く、交通アクセスの利便性にも恵まれている。

圃場整備された農地を利用した農業中心の町から、近年、ビール・清涼飲料工場や大型商業施設が進出し、農業と商工業のバランスの取れた町となっている。

「フクユタカ」を使った特産品 焼酎「嘉島」が誕生！

本町の基幹産業である農業は、米・麦を基幹作物としているが、農家の減少、農業従事者の高齢化が進むなか、集落営農を支える核として若手営農者を中心とする認定農業者や営農組織の育成を図り、水や農耕に適した土地活用を活かした経営の安定・規模拡大を目指している。

転作作物としている大豆は、都市近郊でありながら、圃場整備済みの水田で土地利用型農業を展開し、米の転作作物として地域輪作による転作大豆の団地化に取り組み、集団化した大豆栽培面積は県内最大規模となっている。

豊かで清冽な水とその水で育まれた良質な大豆「フクユタカ」を使った本町の特産品として、大豆焼酎の調査開発に取り組み、一般公募した中か

ら「嘉島」というネーミングで、昨年の4月末に発売初年度ということ限定2千本を販売する運びとなった。

本町は、湧水や表流水に恵まれ農耕に適した平坦な土地を活用し、安全で安心できる農産物の米、麦、大豆のほかイチゴ、トマトなどの作物を生産しているが、この農産物に付加価値をつける加工・販売までには至っておらず、加工した町の特産品もなかったことから、大豆を使った特産品づくりを目的として大豆焼酎の開発に着手した。

まず、焼酎の製造については、酒税法の規定により地方自治体では製



▷ブロックローテーションにより整然と植られた大豆

造免許の取得ができないことや原料である大豆の特性や成分について、タンパク質、油分が多く、製造に関しては技術的に難しいことなどから事前調査を行い、最初から本格的に製造するのは危険であるとの専門家の意見で、平成20年5月に「嘉島町産大豆を利用した大豆焼酎醸造に関する研究」として、原料の加工方法、主原料と副原料の配分比率等の調査を、研究機関の熊本県産業技術センターに依頼した。

産業技術センターから試作品の官能検査依頼があり、各団体等の代表からなる17名の試飲メンバーを選定し試飲を行った。その結果、十数種類の試作品の中から、香り・味・原料の特性を考慮したうえで、飲みやすく、消費者に受け入れられやすい減圧蒸留方法によるものが選ばれた。

原料の大豆については、嘉島町で生産された大豆が全て農協に出荷されているので農協と交渉し、酒造メーカーへの持ち込みを委託するとともに、酒造会社についても選定を行い、熊本県球磨郡の酒造メーカーにお願した。

販売については、地方自治体では小売業免許の取得ができないために、販売が可能な町内のショップ・レストランや酒店、コンビニエンスストアと交渉し、酒造メーカーから直接

フォーラム

地域活性化は、全国的に珍しい大豆焼酎で

恵まれた土地基盤で営む大豆については、農業経営の効率化の一つとして、同一品種を栽培し、農地を集

仕入れ販売してもらうこととした。大豆焼酎のネーミングについては、町の広報誌及びホームページ・新聞に掲載し、広く一般から公募した。結果、県内各地から195件の応募があり、名称選定会議で、町のPRにつながるとして大豆焼酎「嘉島」に決定。ビンの種類も決まり、命名者の表彰や大豆焼酎の目印になる「背景が緑ひろがる大豆畑」をラベルに決定して町の特産品として大豆焼酎「嘉島」を商品化した。



△全国でも珍しい大豆焼酎「嘉島」

積して団地化を図り、良質な大豆の生産に努めており、熊本県内第2位の作付面積・生産量を誇っている。

また、平成19年7月に中小企業地域資源活用促進法に基づき、県が国の定める基本方針に従い、地域産業の創出の核となり得る地域資源として本町の大豆も特定されている。

今回、数少ない農産物の特産品である大豆を使用し、更なる地域振興及び地域活性化を図るため焼酎作りを計画して全国的にも珍しい大豆をつかった焼酎を開発し、本町の新しい名物にと考えた。

関係機関との連携で大豆の商品の開発を目指す

原料の関係と初の試みということもあって、2千本の限定生産であったが、大豆焼酎の名前を広く一般から募集したことや新聞にも取り上げられたことが相まって、くせも少なく飲みやすい焼酎に仕上がったことで評判を呼び、4月末の発売にもかかわらず、ひと月も経たない5月下旬、醸造元には在庫がなくなるという事態となった。全国的にも珍しい大豆を使った焼酎は、本町の新しい名物とすることができた。

大豆焼酎「嘉島」の売れ行きが好評のために平成22年度は前年度の倍

の4千本を製造することとした。

町としても今後の醸造計画については、たとえば季節による品切れを防ぐ手段はないか、嘉島の最大の資源といえる水を活用できないか、醸造する適正量の再検討などを醸造元と緊密に連携するとともに、関係機関とも連携しながら継続できるよう嘉島の特産品の伸長を図っていききたい。

また、大豆生産農家の女性で組織されている「水の郷加工グループ」があり、自家製の大豆を使った饅頭やマフィンなどの商品を開発され、「ふるさと食の名人」の認定も受け、活動されている。

今後においては、生産農家、組織や団体等と行政が連携しながら、湧水・表流水を活かした土地活用を行い、安全で安心できる農産物の生産と付加価値のある加工食品の製造販売や特産品づくりを図りながら、地域の特性を活かして経済効果を高めるために、町民を巻き込んでのアイディア等を募集して、新たな商品の開発を目指す、努力する必要がある。

商工会女性部が起業「大豆工房かしま」

町商工会では、企業誘致や大型ショッピングセンターの出店により来町者の数が急激に増加、町の人口

も増加傾向にある中、これらの環境を地域の経済に波及させる仕組みづくりが求められ、商工会の女性部が中心となって、熊本県内でも有数の収穫量を誇り、栽培技術が高く品質の良い嘉島大豆を活用した商品開発に取り組むことになった。

取り組みの内容及び商工会の支援として、熊本県の補助事業や全国展開支援事業により、地場産業の第6次産業化、地域経済の活性化、地域ブランドの確立を目指し、商品開発の手法導入等により、23種類に及ぶ試作品が完成した。



▷商工会女性部が開発した安全・安心で、なおかつおいしい大豆商品

フォーラム

また、メディアを通してのアイデア収集と事業紹介により、嘉島町で大豆の取り組みが認知された。

この嘉島大豆を利用して、「商工会女性部メンバー10名が、嘉島大豆を主原料として、おいしいこと、安全安心なこと、嘉島町がイメージできて、嘉島町ならではの逸品を開発したい。嘉島町を町外に強くアピールできる特産品をつくりたい。」そんな思いを実現するため、製造販売を手掛ける「株式会社 大豆工房かしま」を設立して食品製造業、販売の許可を受け、通信販売等の販路開拓も進めているところであり、商工会から起業する例は全国的にも珍しく期待を集めている。

開発された食品は卵を一切使わず、材料にもこだわり、低コレステロールの健康志向の強い商品に仕上がっており、大豆ドレッシング「畑の貴婦人」は熊本県が実施した「農商工連携百選」に選定され、熊本県商工会連合会が実施した「首都圏流通関係者が発掘した一品55選」に認定されている。

今後は、主原料である嘉島産大豆は市場に出回らないため、農協から直接確保する必要があるが、大豆は産地づくり助成金の対象で制度が廃止となった場合に備えて、生産者からの調達も含めて、生産者を維持するためにも嘉島大豆のブランド化を

早急に図ると共に、食の安全がより重要な問題になってきた今日、消費者の安全な食生活にも大きく寄与することを期待している。

将来への「真の豊かさ」実現のために

熊本市という都市近郊にありながら、清水をたたえる湧水群が十数箇所点在し、自然環境に恵まれた嘉島町は、自然、歴史、人情が住民の宝物となっている。

将来への「真の豊かさ」を実現するため、ゆたかさ実感「水の郷」を構成するものとして、自然、生活環

境、心、経済、人の結びつきの5つをあげ、活力と潤いに満ちた個性のある田園文化都市を目指している。

自然豊かな郷づくりでは、湧水や河川、地下水の恵みとともにあった本町の歴史を尊び、また未来に受け渡す財産として守り育み、水だけでなく田園等の自然的環境を暮らしや生産の基盤として、自然の豊かさ、恵みをあじわえる郷づくりを進めているところである。

暮らしの場、豊かな郷づくりとして、安全で安心できる暮らしのため、より一層の危機管理と災害への備えを進め、こころ豊かな郷づくりでは、地域での相互の助け合い、子供やお年寄りを見守る温かさが、心のゆたかさには不可欠と考え、地域のまとまりを大切に、健康で生きがいがあり、心豊かさを実感できる健康、福祉、教育、文化の充実を図るよう、地域毎に伝えられている伝統行事や祭事は、子供たちに伝えたいふるさとの原風景である。

にぎわい豊かな郷づくりでは、農業の振興は単なる産業活性化だけでなく、水環境の保全や田園風景を守ることや伝統生活文化の継承にとっても重要で、安全安心な食料生産と効率的な生産のしくみづくりを進め、工業・商業・流通等においても、熊本市に近いことや九州横断自動車

＜六嘉の獅子舞 五穀豊穡を願って先輩から後輩へと受け継がれていく



道延岡ルートの整備等の立地特性を活かす産業振興を図り、経済的にもより豊かなまちづくりを進めている。

きずな豊かな郷づくりでは、まちづくりや地域活動に住民と行政が連携して役割を発揮していけるように様々な情報を共有できる仕組みを進めている。

以上のように、心の豊かさ・自然の豊かさとともに経済や暮らしの豊かさをさらに充実させて、「真の豊かさ」を実感できる暮らしの実現にむけて邁進している。

（企画情報課 下田 弘美）



▷水の浄化と環境学習を学ぶ子どもたち

情 報

町 村 N a v i

宮城県蔵王町

食育推進計画でパブリック
コメント

町は、「食育推進計画」の策定に向けて計画案へのパブリックコメントを実施している。5月中まで募集し6月末にも策定する予定。

計画案では、これまで「食」に関する取り組みは個別分野ごとに進めてきたが、食をめぐる環境変化の中で全町的な運動として食育の推進に取り組んでいくことが課題となっていると指摘。その上で、「食育推進の基本理念」に、「蔵王の『食』を次世代につなげ、食を選ぶ力と楽しむ心を育てます」を掲示。また、「食育の基本目標」に、「食を通じて、町民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むこと」や「蔵王の豊富な食材の推進と、安全・安心な食環境をつくること」を掲げた。さらに、「町民運動」として「30日(さあつ)は蔵王ごはん、家族団らんの日」とし、月に一度は家族一緒に、蔵王の食材で楽しく食事をするとして「30(さあつ)日」を設定した。その上で、ライフステージに応じた食育の取組みを提示。青年期(概ね19〜39歳)の食育テーマには、「健全な食生活の実現」を掲げている。

埼玉県滑川町

住宅用太陽光発電システム
設置費を補助

町は、今年度も住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施してい

る。同事業は、地球温暖化防止対策・エネルギーの安定供給確保の一環として、町内における新エネルギーの導入促進を目的に同システムを設置する人に補助金を交付するもの。

補助対象となる発電システムは、▽余剰電力を電力会社へ売電できるように電線に連結をしていること▽住宅の屋根等への設置に適しているものであること―などの条件全てに該当するもの。また、補助対象となる人は、「滑川町に住居登録をし、自ら居住する町内の住宅に、電力を供給する目的で1キロワット以上の発電システムを設置する方」などの条件全てに該当する人となる。なお、補助金額は、発電システム1台1住宅当たり6万円。

2010年度は当初予算で25件分確保され、既に5件申請があり、いずれも交付決定された。なお、09年度は補正も含め35件分の予算が確保され、34件の補助が決まったという。

石川県野々市町

放置自転車を利用した放物
販売へ

町は、4月から町が撤去した放置自転車のうち引き取り手のない自転車を町と協定を締結した自転車取扱店で整備し販売する「自転車のリサイクル」を始めた。

町の地形は平坦なうえ高校・大学などもあり多くの自転車を利用されているが、同時に、放置自転車も毎年平均200台ほど出ている。町では半世紀以上の自転車は廃棄処分していたが、

昨年度は撤収方法等の変更もあり400台に増えた。エコロジー・リサイクルが叫ばれる中、放置自転車を税金をかけてまで廃棄するのは「もったいない」との指摘もあり、リサイクルに踏み切った。具体的には、所有権が町に移った自転車の台数がある程度になった段階で、日を決めて協定を結んだ自転車取扱店がリサイクルできる自転車を無料で引き取り、リサイクルして販売する。販売価格は1台7,000円を上限としたほか、販売するリサイクル自転車には、「放置しない」「ロックは二重にする」「自転車ルールを守る」ことを明記したステッカーも添付して販売してもらう。町によると、すでに約20台ほどのリサイクル自転車が販売されているようだという。

兵庫県佐用町

復興・災害対策で「企画防災課」を新設

町は、2009年8月の台風9号による被害の復興対策や災害対策に対応するため、2010年度から「企画防災課」を新設した。09年の台風9号による豪雨では、18名が亡くなり、138棟が全壊するなどの被害があった。

町は今年1月に、「台風第9号災害検証委員会」を設置。同委員会が3月にまとめた中間報告は、解決すべき組織上の課題について、「防災、消防、危機管理の業務担当課が住民課、まちづくり課、支所の地域振興課に分散され、それぞれの業務分担も明確」などと指摘した。併せて、それらの改善

には、防災・危機管理を所掌する専門組織の設置などが必要だと提言した。この提言などを受けて町は、これまで危機管理の総合調整などの業務を行っていたまちづくり課や災害復興対策室の統合等を行って企画防災課を創設。課内に①復興企画②まちづくり防災③広報一室を設け、防災を担当する専任職員も配置した。

沖縄県本部町

特産PRへ「アセローラの日」開催

町は、特産の1つアセローラを県外にPRしようとして「アセローラの日」に当たる12日、町営市場で歌や踊りを披露、またアセローラ果実の無料配付などのイベントを盛大に開催した。

町にはタンカンやアセローラなどの農産物があるが、アセローラについては11年前に収穫が始まる5月12日を「アセローラの日」に制定、生産拡大とPRに努めてきた。その結果、生産量は10年間で約倍増した。

同日は、町役場で観光協会会長がいさつするなどの「出発式」を行った後、初出荷となるアセローラを載せたトラックを先頭に町営市場へ移動。同会場では、集まった400人ほどの参加者を前に生徒が「アセローラの歌」、地元民謡クラブが踊りを披露した。また、アセローラ果実や加工品等の贈呈式とアセローラ果実の無料配付も行われた。このほか、町内の小中学校の給食にアセローラゼリーが配付された。

健康に生き抜く方法

食べて健康に ローフード

フリーライター 鈴木 京子

スローフードとローフード

最近、若い女性を中心に人気の「ローフード」をご存知ですか？勘違いされることも多いのですが、「文字違いの「スローフード」とはまったく別のもので、

1980年代後半にイタリアを発信地として世界的に広まっていったのが、スローフード（Slow food）です。その土地の伝統的な食材や料理、良質の食品などを大切にすることにも、それをきちんと伝承していくこととする取り組みです。有機農業者や小規

模加工場など質のよい素材を提供する生産者を、消費者が支える運動にもなっています。

一方のローフードは raw food、つまり「生の食べもの」という意味で、未加工の食材を生で摂取する食生活（ローフードイズム）のことです。野菜や果物などの植物性を基本とするのが一般的ですが、生肉や生魚など動物性のもも食べるローフード実践者（ローフードイスト）もいます。また、納豆のように、加熱後に菌を加え発酵が続いているものを含める場面もあります。

では、なぜローフードが「ヘルシーな食べ方」とされるのでしょうか。

なぜローなのか

ローフードが加熱調理食品に勝る一番のもの、それは「酵素」です。

酵素は、生体でおこる化学反応に対して触媒の役割を果たすもので、消化・吸収から、老廃物を排出する、免疫力を高めるなど一切の生命活動に関与します。酵素をつくる能力は遺伝子によって一人ひとり決まっており、一生のうちにつくられる量（潜在酵素）には限界があるとわかってきました。

そこで、にわかに注目されるようになったのが食物酵素。ところが、食物酵素は熱にとても弱く、加熱調理すると活性を失ってしまいます。ほかの生体から酵素を補うためには、新鮮なもの

をロー（生）で食べるしかないのです。

酵素の節約で健康に

食べ過ぎや加熱調理されたものばかりを食べていると酵素が足りなくなり、消化・吸収が悪くなるだけでなく、病気のもととなる有害物質を溜め込み、自然治癒力も免疫力も低下することになります。

そこで、ローフードの登場。外からの食物酵素によって消化に使われる潜在酵素を節約し、代謝酵素によりたくさん振り分けることができるので、現代人の救世主というわけです。体重が減った、疲れにくく丈夫になった、ストレスに強くなった、志向が前向きになった、活力に満ちている自分を感じるなど、魔法を使ったかのような声がローフード実践者たちから聞かれるのも、こうしたことから考えれば納得できるものです。

ただし、リコピンやβカロチンなどのように加熱によって生体利用率が上がる栄養素もあり、ローフード100パーセントには警鐘を鳴らす専門家もいますのでご注意ください。

ローフードにしろスローフードにしろ、食生活において何かしらの理念や方針をもつことは、買物の仕方や暮らし方にも影響を与えます。自分自身の健康を通して、他の生物や地球の健康にも思いをめぐらせるきっかけになる、いいですね。

新任都道府県町村会長の略歴

石川県町長会は平成22年4月28日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

（4月28日就任）

石川県町長会会長

鹿島郡中能登町

杉本 栄蔵

昭和16年8月14日生



【住所】 石川県鹿島郡中能登町能登部上テ部45番地

【町長に就任するまでの経歴】

▽昭和59年鹿西町議会議員▽平成7年

石川県議会議員▽17年中能登町長

【町長としての当選回数】 2回

【町長会関係の経歴】 平成21年石川県

町長会監事

【主な業績】 ▽地域イントラネット整備▽消雪施設整備▽全町ケーブルテレビ網の整備▽0才から中学生までの医療費無料化▽出産祝金制度の創設第

1子10万、2子20万、3子30万、4子

40万、5子50万）▽統合中学校建設の

推進（平成25年開校予定）

【趣味】 スポーツ観戦、ウォーキング

【家族】 妻

随 想

随 想

地方自治体の
自治能力とは群馬県町村会長
榛 東 村 長 真 塩 卓

定常社会の到来

北海道大学の佐藤誠教授は、昨年発行の町村週報第二八三号で次のように述べています。「今回の世界経済の危機は、景気の問題ではなく、歴史的な経済・産業・暮らしの抜本的な大変革の問題として受け止める必要がある。巨視的に、近代以降の爆発的な産業発展が終わり、雇用や所得の成長が止まる定常社会の到来と認識すべきである。これからは、貨幣数量のリッチネス追求から、健康で美しい暮らしのウェルネスを実現することが中心課題となる。」効率一辺倒の価値観を転換すべきであるということだと思っています。

団体自治のみを重視した効率一辺倒の平成の合併

この価値観の転換期に当たり、改めて平成の合併を住民の幸福度（生き甲斐）の観点から振り返ってみたいと思います。平成の合併においては、国の財政再建を進めることを目

的として、なりふりかまわずに市町村の数を減らす政策が推進されました。合併特例法においては、町村どうしが合併する場合には、市となる人口の要件を五万人から三万人に緩和する特例措置が規定され、地方自治史に汚点を残しました。「地方分権の受け皿たり得ない町村は、地方分権時代にふさわしくない自治体であるから、合併すべきだ。」「自主財源が少ないのに、自立できるのか。」等々。効率第一の団体自治のみを重視した議論が横行し、府県やマスコミもそれに同調しました。「合併は善、合併しないは悪」や分業社会の我が国において自己完結の自治体は有り得ませんが、「人口規模が大きい自己完結できる市は自治能力が高く、人口規模が小さい町村は自治能力が低い」という決めつけもありました。そして、いまだに自己完結のための「基礎自治体の強化」が地方行政の課題とされています。

住民自治が軽視された結果

その平成の合併の現時点における結果がどうであったかと言えは、福島大学の今井照教授の調査によると合併自治体ほど地方債残高が多いという結果になるとともに、マクロで見ても日本の財政は平成の合併以後も悪化しています。また、周辺部の旧市町村地域の活力喪失、住民の声が届きにくい、住民サービスの低下、旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失等の実態が全国町村会の評価はもとより総務省が今年三月に公表した「平成の合併の評価」においても指摘されています。団体自治ばかりを重視し、住民自治が軽視された結果ではないでしょうか。

行政と住民の関係の濃厚さ及び住民の連帯意識の強さこそ「地方自治体の自治能力」

一番の問題点は、自治体の規模が大きくなり行政と住民の距離が遠くなり住民の声が反映されにくくなったことだと思っています。自治体の人口規模が大きくなれば、それに反比例して、住民一人あたりの存在感及び発言力並びに当該自治体の運営に対する住民としての責任が小さくなり、住民の連帯意識も希薄となります。そして、住民が最も生き甲斐を実感するとされている公益に貢献する出番も少なくなります。

このことに関し、黒澤丈夫元群馬県町村会長は論文「地方自治と分権」（広報『群馬自治』平成十年一月号、群馬県町村会HP掲載）の中で地方分権及び住民自治の意義を次のように述べています。「地方の事務は、身近なことが主であるから、住民に理解し易く、その効用や必要性等を判断して、住民負担の是非についても考え易い。こうして、属する社会のことを共に考え合う所から、同一自治体の住民としての連帯意識や協力の心が育って、名実共に自分達が地域社会の主人公であると常に意識するようになる。これが地方分権の真の効果であらうが、このことが引いては国家に対する連帯意識をも強め、国民を国家の真の主権者に育てることになると確信する。」地方分権及び住民自治についての至言だと思っています。そして、行政と住民の関係の濃厚さ及び住民の連帯意識の強さこそ「地方自治体の自治能力」であると確信いたします。

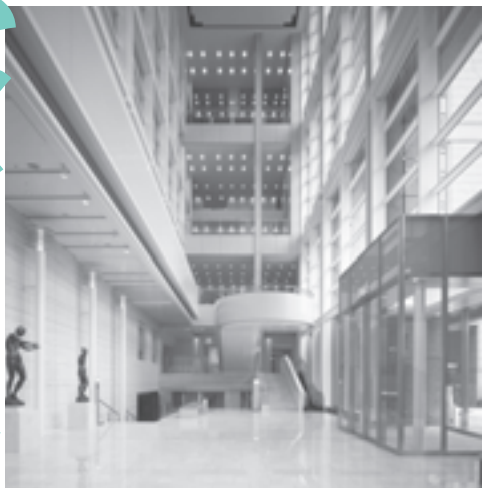
私は、これからの定常社会においては、住民の幸福度（生き甲斐）の観点からは、住民が地域社会の主人公になれる住民自治を重視すべきであり、住民自治の質が高い市町村ほど自治能力の高い自治体だと確信いたします。効率一辺倒の「基礎自治体の強化」論はそろそろ転換すべきです。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



洋室シングル

シングル 119 室
平日料金 9,817 円より

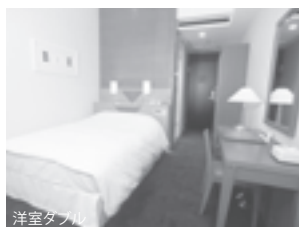
SINGLE
ROOM

金曜日料金

15%
OFF **8,344 円**より

土・日・祝日料金

20%
OFF **7,854 円**より



洋室ダブル

ダブル 12 室
平日料金 13,282 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,072 円

DOUBLE
ROOM

金曜日料金

15%
OFF **11,289 円**
※1 名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金

20%
OFF **10,626 円**
※1 名利用の場合 8,778 円



洋室ツイン

ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より
〈2 名利用〉

TWIN
ROOM

金曜日料金

15%
OFF **15,708 円**より

土・日・祝日料金

20%
OFF **14,784 円**より



会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多彩な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

ベルラン
BEL LAN



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

さいかち



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

